

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 26 年 12 月 25 日発行
有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 頼田 彩
【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

家事関連費の必要経費該当性

寒さも厳しくなり確定申告の時期が近づいて来ました。所得税法上、家事関連費の必要経費該当性が争われた裁決事例を通じて、必要経費についての判断基準を今一度確認してみます。(国税不服審判所 平成 26 年 3 月 6 日裁決)

1. 事実の概要

司法書士業を営む個人 X が、事業所得の必要経費として算入したロータリークラブの入会金及び会費（以下「本件会費等」。）が、必要経費に当たるか否かが争われた事例です。X は、自己の顧客獲得に繋がる当該クラブの活動は、事業遂行上必要であるため、必要経費となると主張していました。また、実際にクラブ会員の紹介によって登記業務の依頼を受けたことが複数回ありました。このロータリークラブの定款には、目的として「有益な事業を基礎として奉仕の理念を鼓吹し、これを育成」することと記載されていました。

2. 関連法令の確認

(1) 必要経費となるもの（所得税法第 37 条 1 項 一部抜粋）

その年分の不動産所得・事業所得・雑所得の金額の計算上必要経費となる金額は、別段の定めがあるものを除いて、「これらの所得の収入を得るため直接に要した費用の額及びその年においてこれらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額」とされています。

(2) 家事費のうち必要経費に算入されるもの（所得税法第 45 条 1 項 1 号及び所得税法施行令第 96 条 一部抜粋）

居住者が家事上の経費等として支出したもののうち、以下のものについては、不動産所得・事業所得・山林所得・雑所得の金額の計算上、必要経費に算入できるとされています。

- ① 家事上の経費に関連する経費の主たる部分が、その所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費
- ② ①のほか、青色申告事業者に係る家事上の経費に関連する経費のうち、取引の記録等に基づいて、その所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分の金額に相当する経費

(3) 司法書士の業務内容（司法書士法第 3 条第 1 項 一部抜粋）

司法書士の業務は、「司法書士法の定めるところにより、他人の依頼を受けて、登記又は供託に関する手続について代理することなど」と規定されています。

3. 裁決

本件諸会費は、以下の理由をもって必要経費に算入することができないと判断されました。

(1) 必要経費に算入できるものは、客観的にみてその費用が業務と直接関係し、かつ、業務の遂行上必要なものに限られると解するのが相当である。X が本件クラブの会員として行った活動を社会通念に照らして客観的にみても、その活動が司法書士業務と直接関係するもの、業務遂行上必要なものということとはできない。

(2) 仮に業務遂行上必要なものが一部含まれているとしても、当該主たる部分が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要なもので、かつ、必要である部分を明らかに区分することができる場合に限って、その部分を必要経費とできる。本件会費等の主たる部分が司法書士業務の遂行上必要であったとは認められず、また、その必要な部分を明らかに区分することも認められない。

(3) 本件クラブ会員からの業務依頼は、本件会費等を支払ったことによる直接の効果であるとは認められず、本件クラブ会員と親睦を深めたことによる間接的、副次的に生じた効果の一つとみるのが相当である。

4. まとめ

今回の裁決事例は、必要経費の範囲、本件会費等が必要経費に算入されない理由が明確に示されています。このようなロータリークラブの会費に限らず、他の社交団体の会費等が必要経費に該当するか否か判断する際、参考になると考えられます。家事費のうち必要経費に算入できるものは、収入を得るために直接要した費用であり、家事関連費については、必要な部分を明確に区分できるものである必要があります。これらの費用がある場合には、上記判断を参考に、必要経費になるか否かを確認する必要があります。

【担当：頼田】